# 官庁報告

## 官庁事項

### 登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十一年八月六日

国土交通大臣　金子　一義

独立行政法人海技教育機構

代表者の氏名

（変更前）

小堀　欣平

（変更後）

鋤柄　好利

### 登録海技免許講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録海技免許講習に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十一年八月六日

国土交通大臣　金子　一義

一　独立行政法人海技教育機構

㈠　代表者の氏名

（変更前）

理事長　小堀　欣平

（変更後）

理事長　鋤柄　好利

二　大分県立海洋科学高等学校

㈠　代表者の氏名

（変更前）

校長　橋本　文徳

（変更後）

校長　藤原　崇能

三　沖縄県立沖縄水産高等学校

㈠　代表者の氏名

（変更前）

校長　新崎　直昌

（変更後）

校長　川満　雅夫

四　長崎県立長崎鶴洋高等学校

㈠　代表者の氏名

（変更前）

校長　入口　寛憲

（変更後）

校長　筒井　保之

五　京都府立海洋高等学校

㈠　代表者の氏名

（変更前）

校長　井上　泰夫

（変更後）

校長　糸井　博則

### 登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録船舶職員養成施設に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十一年八月六日

国土交通大臣　金子　一義

一　独立行政法人海技教育機構

㈠　代表者の氏名

（変更前）

理事長　小堀　欣平

（変更後）

理事長　鋤柄　好利

二　大分県立海洋科学高等学校

㈠　代表者の氏名

（変更前）

校長　橋本　文徳

（変更後）

校長　藤原　崇能

三　沖縄県立沖縄水産高等学校

㈠　代表者の氏名

（変更前）

校長　新崎　直昌

（変更後）

校長　川満　雅夫

四　長崎県立長崎鶴洋高等学校

㈠　代表者の氏名

（変更前）

校長　入口　寛憲

（変更後）

校長　筒井　保之

五　京都府立海洋高等学校

㈠　代表者の氏名

（変更前）

校長　井上　泰夫

（変更後）

校長　糸井　博則